

第4章 誘導施設の設定

1. 誘導施設について

1) 基本的な考え方について

誘導施設は、都市機能誘導区域に立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものです。

都市機能誘導区域や都市全体における年齢別の人口構成、将来の人口推計、施設の充足状況や配置などを勘案し、必要な施設を定めることが望ましいとされています。

2) 誘導施設の検討

本計画の都市機能誘導区域は、まちの中心部のみに設定しています。そのため、誘導施設は、中心部にあるべき施設を想定し、まちづくり方針及び基本目標、誘導方針の考え方を踏まえつつ、市民生活における共同の福祉や利便性の向上、都市機能の立地の現況と今後のまちづくりに与える影響を考慮し設定します。

まちづくり方針

総合型のまちづくり政策の推進による賑わい溢れる、快適で安全安心なコンパクトシティの実現

基本目標

賑わい溢れる快適で便利なまちづくり

都市機能誘導区域の誘導方針

まちの賑わいと利便性をもたらす、拠点への都市機能の集積

表 都市機能と根室市公共施設グランドデザイン構想での方針、市民意向

都市機能	中心部にあるべき施設	根室市公共施設グランドデザイン構想での方針	市民意向(アンケート調査)
行政機能	・市役所本庁舎 ・消防本部	・まちの顔となり暮らしを支える主要な行政機能、地域住民の交流や防災拠点機能を有する公共施設の集積を進めます。	・これからも住み続けるために今後必要な施設:行政施設(52.5)
高齢者福祉	・包括支援センター ・老人福祉センター	・市立根室病院を中心として、その周辺に子育て支援、高齢者福祉支援、医療支援などの福祉関連施設の集積を進め医住近接による居住を促進します。	・将来加齢した際、よく利用すると思う施設:デイサービスセンター等(56.3)
子育て支援	・幼稚園 ・保育所		・将来加齢した際、よく利用すると思う施設:保育所・幼稚園・認定こども園等(13.2)
商業	・スーパーマーケット ・コンビニエンスストア ・ドラッグストア		・これからも住み続けるために今後必要な施設:医療施設(68.9)、金融施設(67.4)
医療	・病院 ・診療所		・将来加齢した際、よく利用すると思う施設:食料品・日用品店舗(92.5)、総合病院(87.2)、金融機関(82.6)
金融	・銀行 ・郵便局		・市内にない(なくなる)と思う施設:食料品・日用品販売店舗(77.6)、金融機関(71.5)、総合病院(69.9)
文化・教育	・総合文化会館 ・図書館 ・博物館 ・総合体育会館	・総合文化会館の周辺に、図書館、資料館、小・中学校などの社会教育:学校教育関連施設の集積を進めます。 ・総合的なスポーツ機能の向上を図るため、総合運動公園の周辺に屋外及び屋内スポーツ施設の集積を進めます。	・これからも住み続けるために今後必要な施設:教育文化施設(50.4)、スポーツ施設(44.4) ・将来加齢した際、よく利用すると思う施設:図書館(34.5)、スポーツ施設(21.8)

注:市民意向(アンケート調査)は、回答者の割合(%)を示します。

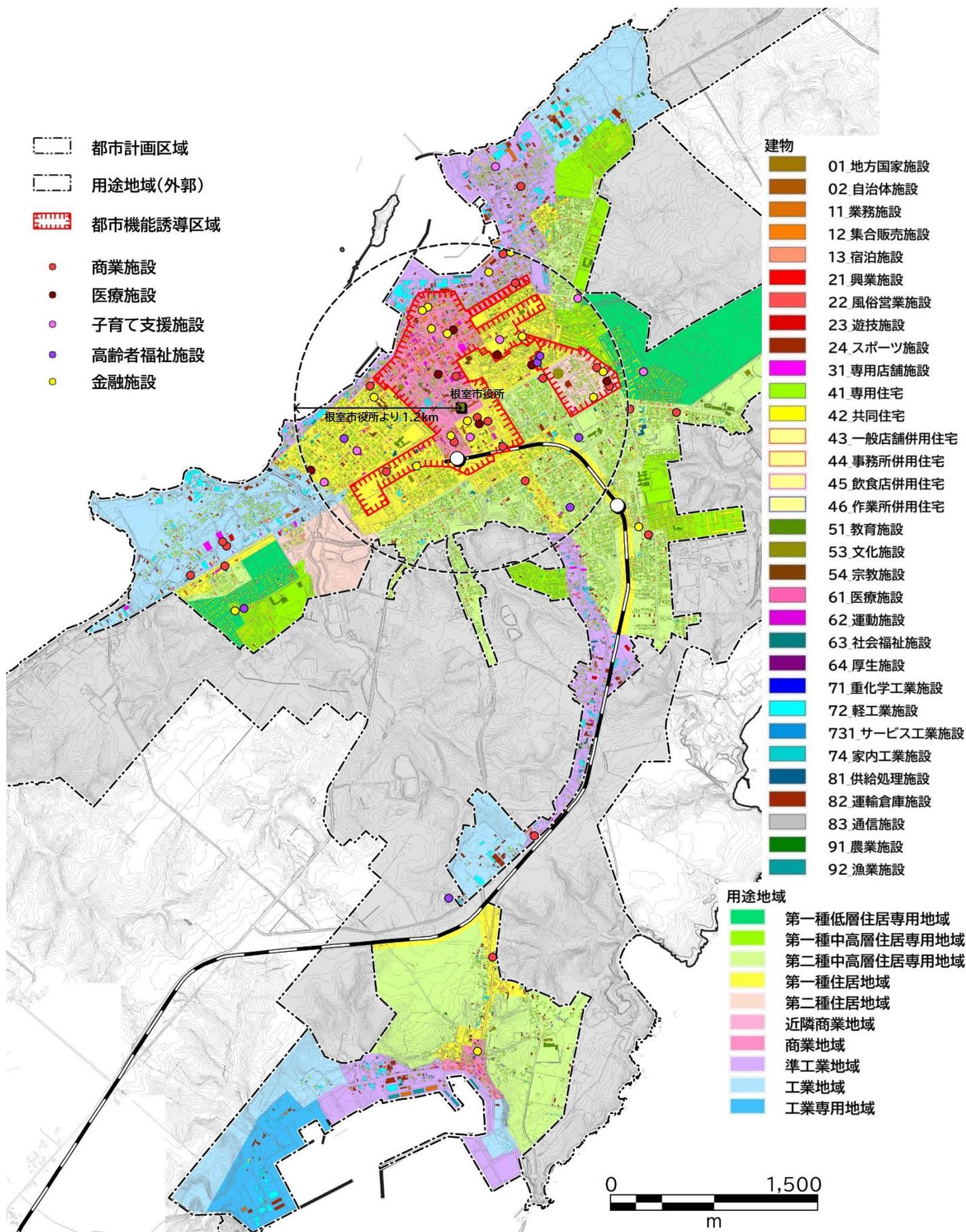


図 都市機能誘導区域と建物の立地状況

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

参考資料

3) 誘導施設の設定について

誘導施設の基本的な考え方として、中心部以外の地域に住む方が利用しやすい居住近傍地に立地することがふさわしい施設は、誘導施設としません。

都市機能の種類ごとに、施設の立地場所、誘導施設の考え方をもとに、誘導施設を設定します。

表 都市機能の種類ごとの立地状況と誘導施設の考え

都市機能種類	具体的な施設	用途地域		用途地域外	
		都市機能誘導区域内	都市機能誘導区域外		
行政機能	市役所本庁舎	○	—	—	
	消防本部	○	—	—	
高齢者福祉	地域包括支援センター	○	—	—	
	老人福祉センター	○	○	—	
子育て支援	幼稚園	○	○	—	
	保育所	○	○	○(都市計画区域外に立地)	
商業	スーパーマーケット	○	○	—	
	コンビニエンスストア	○	○	—	
	ドラッグストア	○	○	—	
医療	病院	○	—	—	
	個人医院	○	○	—	
金融	銀行	○	—	—	
	郵便局	○	○	—	
文化・教育	総合文化会館	○	—	—	
	図書館	○	—	—	
	博物館	○	○	○	
	総合体育会館	—	—	—	

【立地状況】 ○:現状で立地している —:立地していない

	誘導施設の考え方	判断
	・行政サービス・窓口対応する市役所は、人の行き来が多く、今後も既存の機能を維持していくため、 <u>誘導施設とします。</u>	●
	・根室市の全体の安全を担う役割があり、今後も既存の機能を維持していくため、 <u>誘導施設とします。</u>	●
	・地域包括支援センターは、市役所本庁舎内に位置し、介護保険法に基づく事業を実施する中核的な役割を担うため、 <u>誘導施設とします。</u>	●
	・各地に分散して立地しており、今後も高齢者が増えるなか、地域に住む高齢者が通いやすい場所に立地することがふさわしいため、 <u>誘導施設としません。</u>	—
	・各地に分散して立地しており、地域に住む子どもが通いやすい場所に立地することがふさわしいため、 <u>誘導施設としません。</u>	—
	・各地に分散して立地しており、地域に住む子どもが通いやすい場所に立地することがふさわしいため、 <u>誘導施設としません。</u>	—
	・生鮮食料品を扱う一定規模以上の小売店舗は、市民の日常生活を支える重要な役割を果たしており、今後もその役割を維持していくため、売り場床面積 1,500 m ² 超のスーパーマーケットを <u>誘導施設とします。</u>	●
	・幼稚園は、各地に分散して立地しており、地域に住む方が通いやすい場所に立地することがふさわしいため、 <u>誘導施設としません。</u>	—
	・保育所は、各地に分散して立地しており、地域に住む方が通いやすい場所に立地することがふさわしいため、 <u>誘導施設としません。</u>	—
	・市立根室病院は、第二次保健医療圏のセンター病院であり、根室市全体の医療の中核を担う役割を有しているため、 <u>誘導施設とします。</u>	●
	・内科や外科など個人医院は、地域に住む方が通いやすい場所に立地することがふさわしいため、 <u>誘導施設としません。</u>	—
	・銀行は、中心部の商店街や駅の近くに立地しており、利用者が多く、市民からも今後も既存の機能を維持していくことが期待されているため、 <u>銀行を誘導施設とします。</u>	●
	・郵便局は各地区に分散配置が図られているため、中心部の <u>主管郵便局(根室郵便局)</u> は <u>誘導施設とし</u> 、それ以外の郵便局は、 <u>誘導施設としません。</u>	▲
	・総合文化会館は市民の文化活動、サークル活動の拠点として利用されており、今後も既存の機能を維持していくため、 <u>誘導施設とします。</u>	●
	・市の中核的な機能を担い、子どもからお年寄りまで多様な世代が訪れる集客力の高い施設であり、今後も人の行き来やにぎわいに大きな影響を与えることから、 <u>誘導施設とします。</u>	●
	・各地に分散して立地しており、その場所に立地することがふさわしいため、 <u>誘導施設としません。</u>	—
	・市民一人ひとりが気軽にスポーツに親しむことができる拠点として期待される総合体育会館は、人の行き来やにぎわいに大きな影響を与えることから、 <u>誘導施設とします。</u>	●

【判断】 ●：誘導施設とする ▲：一部、誘導施設とする —：誘導施設としない

2. 誘導施設

本計画における誘導施設は、以下のとおりとなります。

表 誘導施設

種類	施設	誘導施設の定義
行政機能	市役所本庁舎	地方自治法第4条第1項に規定される施設
	消防本部	消防組織法第9条第1項に規定される施設
高齢者福祉	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46に規定される施設
商業	スーパーマーケット	売り場床面積が1,500㎡超を有する施設
医療	病院	二次救急医療病院
金融	銀行、信用金庫(本店のみ)	銀行法第2条第1項、信用金庫法第4条に規定される施設
	郵便局(根室郵便局のみ)	日本郵便株式会社法第2条に規定される施設
文化・教育	総合文化会館	根室市総合文化会館条例に規定される施設 (根室市の文化の振興と教養の向上並びに福祉の増進を図るための施設)
	図書館	図書館法第2条第1項に規定される施設
	総合体育会館	